

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例(平成8年条例第11号) 第9条	給水の申込みに対する承認	農政課

- 1 審査基準は、盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例施行規則第6条第2項による。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。